

第十六条 所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附 則

（国内最低課税額の計算に関する経過措置）

第十八条 令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第一号に掲げる内
国法人（各種投資会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十六号に規
定する各種投資会社等をいう。第三項及び第七項において同じ。）であ
る構成会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成
会社等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に対する所有持
分（令和八年新法人税法第八十二条第八号に規定する所有持分をいう。
第三項において同じ。）を有する他の構成会社等のうち我が国をその
所在地国（令和八年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地国を
いう。以下この項及び第三項において同じ。）としないものがある場合
における当該各種投資会社等である構成会社等その他の政令で定めるも
の（以下この項及び第五項において「対象外構成会社等」という。）を
除く。以下この項において同じ。）が令和八年四月一日から令和九年十
二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十一年六月三十日
までに終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満
たす場合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人
税法第八十二条の十九第一項第一号に定める金額は、零とする。

一 三 省 略

2 前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

一 省 略

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の前日に開始
したいずれの対象会計年度（我が国において令和六年四月一日以後に
前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当
した場合におけるその該当した対象会計年度及び所得税法等の一部を
改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四条第一項の規定に相
当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が施行され
ている国又は地域においてその施行の日以後に前号の特定多国籍企業
グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその
該当した対象会計年度に限る。）においても、我が国につき、同条第

附 則

（国内最低課税額の計算に関する経過措置）

第十八条 令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第一号に掲げる内
国法人（各種投資会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十六号に規
定する各種投資会社等をいう。第三項及び第七項において同じ。）であ
る構成会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成
会社等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に対する所有持
分（令和八年新法人税法第八十二条第八号に規定する所有持分をいう。
第三項において同じ。）を有する他の構成会社等のうち我が国をその
所在地国（令和八年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地国を
いう。以下この項及び第三項において同じ。）としないものがある場合
における当該各種投資会社等である構成会社等その他の政令で定めるも
の（以下この項及び第五項において「対象外構成会社等」という。）を
除く。以下この項において同じ。）が令和八年四月一日から同年十二月
三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までに
終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場
合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第
八十二条の十九第一項第一号に定める金額は、零とする。

一 三 同 上

2 同 上

一 同 上

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の前日に開始
したいずれの対象会計年度（我が国において令和六年四月一日以後に
前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当
した場合におけるその該当した対象会計年度及び所得税法等の一部を
改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四条第一項の規定に相
当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が施行され
ている国又は地域においてその施行の日以後に前号の特定多国籍企業
グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその
該当した対象会計年度に限る。）においても、我が国につき同条第一

一項の規定（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。）の適用を受けて法人税法第八十二条の三第一項に規定する国際最低課税額若しくは外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること又は前項（第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同法第八十二条の十九第一項第一号若しくは第四百四十五条の六第一項第一号に定める金額の計算が行われていること。

3 令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第二号に掲げる内国法人（各種投資会社等である共同支配会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に対する所有持分を有する当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等のうちに我が国をその所在地国としないものがある場合における当該各種投資会社等である共同支配会社等その他の政令で定めるもの（以下この項及び第六項において「対象外共同支配会社等」という。）を除く。以下この項において同じ。）が、令和八年四月一日から令和九年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十一年六月三十日までに終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第二号に定める金額は、零とする。

一 一 三 省 略

4 前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

一 一 省 略

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の前日に開始したいずれの対象会計年度（我が国において令和六年四月一日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四条第三項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が施行されている国又は地域においてその施行の日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度に限る。）においても、我が国において前項の内国法人又は当該内国法人に係る他の共同支配会社等につき、同条第

項の規定（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。）の適用を受けて令和八年新法人税法第八十二条の三第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

3 令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第二号に掲げる内国法人（各種投資会社等である共同支配会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に対する所有持分を有する当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等のうちに我が国をその所在地国としないものがある場合における当該各種投資会社等である共同支配会社等その他の政令で定めるもの（以下この項及び第六項において「対象外共同支配会社等」という。）を除く。以下この項において同じ。）が、令和八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までに終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第二号に定める金額は、零とする。

一 一 三 同 上

4 同 上

一 一 同 上

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の前日に開始したいずれの対象会計年度（我が国において令和六年四月一日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四条第三項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が施行されている国又は地域においてその施行の日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度に限る。）においても、我が国において前項の内国法人又は当該内国法人に係る他の共同支配会社等につき同条第三

三項の規定（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。）の適用を受けて法人税法第八十二条の三第一項に規定する国際最低課税額若しくは外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること又は前項（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同法第八十二条の十九第一項第二号若しくは第四百四十五条の六第一項第二号に定める金額の計算が行われていること。

5
7 省略

項の規定（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。）の適用を受けて令和八年新法人税法第八十二条の三第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

5
7 同上